

新旧対照表（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針）

改正後	改正前
<p data-bbox="203 304 1028 336">野生イノシシに対する豚熱経口ワクチン野外散布実施について</p> <p data-bbox="125 400 1108 624">野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの野外散布は、我が国初めての取組であることに鑑み、農林水産省は実行面で中心的な役割を担う都道府県と緊密な連携を図りつつ、国主導のもとに経口ワクチンの野外散布を実施するため、次のとおり、「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」を定める。</p> <p data-bbox="322 687 911 719">豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針</p> <p data-bbox="132 783 421 815">I 基本方針について</p> <p data-bbox="150 831 1108 1150">野生イノシシにおける豚熱の感染拡大防止及び環境中のウイルス濃度低減を図り、養豚場等(豚又はイノシシを飼養する農場をいう。以下同じ。)への野生イノシシを介した豚熱感染リスクを低減させるため、我が国における経口ワクチンの効果的かつ効率的な散布方法の確立に必要な知見を蓄積することを目的とし、野生イノシシの生息状況、地形、植生等の条件を考慮した経口ワクチンの散布を行うとともに散布効果の分析・評価を行う。</p> <p data-bbox="132 1214 315 1246">II・III (略)</p> <p data-bbox="125 1310 595 1342">IV 有効性評価試験の実施について</p> <p data-bbox="150 1358 286 1390">(1) (略)</p> <p data-bbox="150 1406 1108 1437">(2) 経口ワクチン散布の実行性及び有効性の分析・評価は、以下の事項に</p>	<p data-bbox="1211 304 2036 336">野生イノシシに対する豚熱経口ワクチン野外散布実施について</p> <p data-bbox="1133 400 2116 624">野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの野外散布は、我が国初めての取組であることに鑑み、農林水産省は実行面で中心的な役割を担う都道府県と緊密な連携を図りつつ、国主導のもとに経口ワクチンの野外散布を実施するため、次のとおり、「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」を定める。</p> <p data-bbox="1330 687 1919 719">豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針</p> <p data-bbox="1140 783 1429 815">I 基本方針について</p> <p data-bbox="1158 831 2116 1054">野生イノシシにおける豚熱の感染拡大防止及び環境中のウイルス濃度低減を図り、我が国における経口ワクチンの効果的かつ効率的な散布方法の確立に必要な知見を蓄積することを目的とし、野生イノシシの生息状況、地形、植生等の条件を考慮した経口ワクチンの散布を行うとともに散布効果の分析・評価を行う。</p> <p data-bbox="1140 1214 1323 1246">II・III (略)</p> <p data-bbox="1133 1310 1603 1342">IV 有効性評価試験の実施について</p> <p data-bbox="1158 1358 1294 1390">(1) (略)</p> <p data-bbox="1158 1406 2116 1437">(2) 経口ワクチン散布の実行性及び有効性の分析・評価は、以下の事項に</p>

新旧対照表（豚熱経ロワクチンの野外散布実施に係る指針）

改正後	改正前
<p>ついて収集された情報に基づいて行う。 (削る。)</p> <p>① 捕獲した野生イノシシに関する情報について（年齢、体長、体重、性別、<u>捕獲方法、捕獲位置（GPS データ）、豚熱検査情報の記録等</u>）</p> <p>② 斃死した野生イノシシに関する情報について（年齢、体長、体重、性別、<u>死体の状況、発見位置（GPS データ）と地形情報（尾根や水路等）、豚熱検査情報の記録等</u>）</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>④ 散布回数、散布間隔、<u>誘引餌の有無、使用した餌の種類</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>V 経ロワクチンの野外散布の実施に係る基本方針等について 経ロワクチンの野外散布は、以下を基本として実施する。</p> <p>1 経ロワクチンの散布実施時期について <基本方針></p> <p>(1) 実施期間は原則として1年間とし、実施期間を2期に分け、経ロワクチンの散布を実施する。1期の散布は、おおむね4週間隔で2回行う。ただし、自然条件その他の事情により実施が困難な場合や、野生イノシシへの抗体付与を図る上でより効果的と判断される場合、<u>感染状況等から速やかに野生イノシシへの抗体付与を行う必要がある場合等には、上記にかかわらず散布時期、散布回数、散布間隔を変更し</u></p>	<p>基づいて行う。</p> <p>① <u>経ロワクチンの摂取状況</u></p> <p>② 捕獲した野生イノシシに関する情報について（年齢、体長、体重、性別、<u>捕獲地点（GPS データ）の記録等</u>）</p> <p>③ 斃死した野生イノシシに関する情報について（年齢、体長、体重、性別、<u>発見地点（GPS データ）の記録等</u>）</p> <p>④ <u>豚熱陽性と判定された野生イノシシに関する情報について（捕獲個体・死体別、年齢別、雌雄別に抗原・抗体陽性頭数等の分析）</u></p> <p>⑤ <u>豚熱陰性と判定された野生イノシシに関する情報について（捕獲個体・死体別、年齢別、雌雄別に分析）</u></p> <p>⑥ 散布回数、散布間隔</p> <p>⑦ (略)</p> <p>V 経ロワクチンの野外散布の実施に係る基本方針等について 経ロワクチンの野外散布は、以下を基本として実施する。</p> <p>1 経ロワクチンの散布実施時期について <基本方針></p> <p>(1) 実施期間は原則として1年間とし、実施期間を2期に分け、経ロワクチンの散布を実施する。1期の散布は、おおむね4週間隔で2回行う。ただし、自然条件その他の事情により実施が困難な場合や、野生イノシシへの抗体付与を図る上でより効果的と判断される場合は、散布回数、散布間隔を変更することができる。</p>

新旧対照表（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針）

改正後	改正前
<p>て実施することができる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 経口ワクチン散布地域・地区の設定について</p> <p><基本方針></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 経口ワクチン散布地域・地区は、<u>養豚場等の位置</u>、野生イノシシの生息圏の地形、地理的条件（河川、道路、居住地、市街地等）、その他の物理的障壁（防護柵等）を踏まえ設定する。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 経口ワクチン散布地点と散布数量について</p> <p><手作業による散布></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経口ワクチン散布地点は、以下の観点を踏まえて選定する。</p> <p>① <u>養豚場等周辺の豚熱ウイルス濃度を低減する観点から、効果的と考えられること（養豚場等周辺のイノシシ生息地域、獣道等）</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 餌付け状況をモニタリングできること。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 近隣の養豚場等を管理する者の理解が得られていること</p> <p>(3) 経口ワクチン散布地点の選定に当たっては、<u>既存の地形図、航空写真等に加えて</u>、ドローン等の活用により、省力化に努める。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 経口ワクチン散布地域・地区の設定について</p> <p><基本方針></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 経口ワクチン散布地域・地区は、野生イノシシの生息圏の地形、地理的条件（河川、道路、居住地、市街地等）、その他の物理的障壁（防護柵等）を踏まえ設定する。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 経口ワクチン散布地点と散布数量について</p> <p><手作業による散布></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経口ワクチン散布地点は、以下の観点を踏まえて選定する。 （新設）</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 餌付け状況を<u>カメラ等で容易にモニタリング</u>できること</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>近隣の養豚場等（豚又はイノシシを飼養する農場をいう。以下同じ。）</u>を管理する者の理解が得られていること</p> <p>(3) 経口ワクチン散布地点の選定に当たっては、ドローン等の活用により、省力化に努める。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

新旧対照表（豚熱経ロワクチンの野外散布実施に係る指針）

改正後	改正前
<p>(6) 1つの経ロワクチン散布地点の面積は100m²~200m²を目安とし、<u>経ロワクチン散布地点のイノシシの生息密度、豚熱陽性個体の確認状況、地形等を踏まえ設定する。</u>なお、1つの経ロワクチン散布地点には、<u>最大20個のワクチンを散布する。</u></p> <p>(7)~(9) (略)</p> <p>4 餌付けについて <手作業による散布></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 餌付けに当たっては、できるだけ経ロワクチンの形状に近い固形物（例えば、キューブ状の豚用配合飼料等）、<u>トウモロコシ粒（ペレット又は<u>圧ぺんとうモロコシ</u>）、米ぬか等を撒くなどして行う。</u></p> <p>(3) また、<u>経ロワクチンを土中に埋設する場合は、野生イノシシが土中の経ロワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようにするため、トウモロコシ粒（ペレット又は<u>圧ぺんとうモロコシ</u>）、米ぬか等を土壌中に含ませ（例：5cmごとに含ませる。）、掘れば餌が出てくるようにすることも考慮する。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><u><参考></u> <u>効果的な餌付けを行うにあたり、以下の項目について参考として記載する。なお、当該項目について検証を継続中につき、現時点の知見であることに留意すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>イノシシの餌に対する嗜好性は、トウモロコシ粒>配合飼料>フスマ\geq米ぬかの順に高い可能性がある。</u> ・<u>また、粒子がより大きめの餌から発見、摂食される傾向が示唆され</u> </div>	<p>(6) 1つの経ロワクチン散布地点の面積は100m²~200m²を目安とし、<u>経ロワクチン散布地点の地形等を踏まえ設定する。</u>なお、1つの経ロワクチン散布地点には、20個のワクチンを散布する。</p> <p>(7)~(9) (略)</p> <p>4 餌付けについて <手作業による散布></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 餌付けに当たっては、できるだけ経ロワクチンの形状に近い固形物（例えば、キューブ状の豚用配合飼料等）を<u>土中に埋め、その周囲に少量のトウモロコシ粒（ペレット）、米ぬか等を撒くなどして行う。</u></p> <p>(3) また、野生イノシシが土中の経ロワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようにするため、トウモロコシ粒や米ぬかなどを土壌中に含ませ（例：5cmごとに含ませる。）、掘れば餌が出てくるようにすることも考慮する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

新旧対照表（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針）

改正後	改正前
<p><u>たことから、誘引地点へは、トウモロコシ粒によりイノシシの誘引を速め、米ぬかなどにより誘引を継続させることも有効である。この場合、複数の種類の餌を混合するよりも、単品ごとに分けて使用することが望ましい。</u></p> <p>※ <u>豚熱対策等の効率化を目指したイノシシの誘引と経口ワクチン散布の実証（地方競馬全国協会令和3年度畜産振興事業、中央畜産会令和3年度アフリカ豚熱等緊急防疫体制確立事業、豚熱等野生イノシシ対策コンソーシアム）の中間成果より</u></p> <p>(4) <u>餌付け用の餌は出来る限り状態の良いものを用いることが望ましい。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>カメラは、必要に応じて、各餌付け状況をモニタリングできる場所を選定して設置する。</u></p> <p>5 経口ワクチン散布方法について <手作業による散布></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>経口ワクチンは、野生イノシシが効率的に経口ワクチンを摂取できるよう、野生イノシシ以外の野生動物の生息状況等、散布地域の状況に応じて、以下のいずれかの方法で散布する。</u></p> <p>① <u>経口ワクチンをおおむね10cm程度の深さの土中に埋める。1つの経口ワクチン散布地点には、少なくとも10の穴を掘り、各穴には、最大2個の経口ワクチンを、トウモロコシ粒（ペレット又は圧ぺんトウモロコシ）や米ぬか等の誘引餌とともに投入する。トウモ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>カメラは、新規餌付け地点その他の必要な地点において、各餌付け状況をモニタリングできる場所を選定して設置する。</u></p> <p>5 経口ワクチン散布方法について <手作業による散布></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>経口ワクチンは、他の野生動物等が摂取しないよう、おおむね10cm程度の深さの土中に埋める。</u></p> <p>(新設)</p>

新旧対照表（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針）

改正後	改正前
<p><u>ロコシ粒や米ぬかなどを土壤中に含ませる等により、野生イノシシが経口ワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようになる。</u></p> <p>② <u>他の野生動物による盗食の可能性が低い場合や、凍結・岩盤等によって埋設が困難な場合等においては、経口ワクチンを地上に設置する。1つの散布地点には最大 20 個のワクチンを、トウモロコシ粒（ペレット又は圧ぺんトウモロコシ）や米ぬか等の誘引餌とともに散布する。</u></p> <p><参考> <u>効果的な地上への経口ワクチンの設置を行うにあたり、以下の項目について参考として記載する。なお、当該項目については検証を継続中につき、現時点の知見であることに留意すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地上にワクチンを散布する場合は、0.5～1.0m 間隔で2 個程度ずつワクチンを設置することが望ましい。</u> ・<u>散布地点の野生イノシシの誘引が十分でない場合については、地上に設置した経口ワクチンを土壌、落ち葉等で被覆する。</u> <p>※ <u>豚熱対策等の効率化を目指したイノシシの誘引と経口ワクチン散布の実証(地方競馬全国協会令和 3 年度畜産振興事業、中央畜産会令和 3 年度アフリカ豚熱等緊急防疫体制確立事業、豚熱等野生イノシシ対策コンソーシアム)の中間成果より</u></p> <p>③ <u>給餌器により、経口ワクチンを散布する。1つの散布地点には最大 20 個のワクチンを設置し、給餌器設置場所の周囲には少量のトウモロコシ粒（ペレット又は圧ぺんトウモロコシ）や米ぬか等の誘引餌を散布する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針）

改正後	改正前
<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 摂取状況の確認、容器等の回収の効率化を図るため、<u>各散布場所に目印を付し</u>（例えば、小枝や石など野生イノシシの誘引を妨げる恐れのないものを設置する等）、写真撮影する等の措置を講じる。</p> <p>(6) (略)</p> <p><空中散布></p> <p><u>GSF 野生イノシシ経口ワクチン散布 空中散布の準備と実施の手引き</u>（令和2年7月9日付け2消安第1691号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に従い適切に実施する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 経口ワクチン株ウイルスの養豚場等への機械的伝播を防止するための措置について</p> <p><基本方針></p> <p>(1) 都道府県は、以下により、散布した経口ワクチン株の豚熱ウイルス</p>	<p>(4) <u>1つの経口ワクチン散布地点には、少なくとも10の穴を掘り、各穴には、最大2個の経口ワクチンを、少量のトウモロコシ粒（ペレット）や米ぬか等の誘引餌とともに投入する。</u></p> <p>(5) <u>トウモロコシ粒や米ぬかを土壌中に含ませる等により、野生イノシシが土中の経口ワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようにする。</u></p> <p>(6) <u>給餌器による誘引餌の摂取が確認された場合、給餌器による経口ワクチン散布を行うことができる。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 摂取状況の確認、容器等の回収の効率化を図るため、<u>各穴に目印を付し</u>（例えば、小枝や石など野生イノシシの誘引を妨げる恐れのないものを設置する等）、写真撮影する等の措置を講じる。</p> <p>(9) (略)</p> <p><空中散布></p> <p><u>空中散布の手引き書</u>（令和2年7月9日付け2消安第1691号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に従い適切に実施する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 経口ワクチン株ウイルスの養豚場等への機械的伝播を防止するための措置について</p> <p><基本方針></p> <p>(1) 都道府県は、以下により、散布した経口ワクチン株の豚熱ウイルス</p>

新旧対照表（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針）

改正後	改正前
<p>が野生動物等により機械的に養豚場等に持ち込まれることを防止するための措置を講じる。</p> <p>① 経口ワクチンを<u>散布した場所には埋めた穴の地表部分に石等を置くこと等により、イノシシ以外の野生動物による散布場所からの持ち出し及び盗食を防止する。</u></p> <p>②・③ （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>VI 経口ワクチンの効果を分析・評価するために実施するサーベイランスについて</p> <p><基本方針></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) PCR法による抗原検査で豚熱陽性と判断された場合であっても、ワクチン散布地点周辺であって、散布後一定期間については、抗原が経口ワクチン株由来である可能性があるため、必要に応じて、<u>別途通知(令和4年3月●日付消安第●号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)する遺伝子検査法により鑑別を行う。なお、経口ワクチン散布開始19日目までに捕獲された野生イノシシについては、当該野生イノシシの捕獲地点が、経口ワクチン散布地点から、概ね2km(※)の範囲内であり、経口ワクチン散布地点と山塊等につながっているなど、経口ワクチン散布地点が当該野生イノシシの行動圏の範囲内であると見なすことができる場合には、原則として本通知による鑑別を行う。</u></p> <p>※イノシシ母系集団の生息圏・移動距離を踏まえた距離(削る。)</p>	<p>が野生動物等により機械的に養豚場等に持ち込まれることを防止するための措置を講じる。</p> <p>① 経口ワクチンを<u>埋めた穴の地表部分に石等を置くことで、イノシシ以外の野生動物による掘り返しを防止する。</u></p> <p>②・③ （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>VI 経口ワクチンの効果を分析・評価するために実施するサーベイランスについて</p> <p><基本方針></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>経口ワクチン散布開始15日目から19日目までの5日間に捕獲された野生イノシシについて、PCR法による抗原検査で豚熱陽性と判断された場合であって、以下の①及び②を満たす場合については、抗原が経口ワクチン株由来である可能性があるため、必要に応じて、動物衛生研究部門の協力を得てシーケンス解析を行う。</u></p> <p>① 当該野生イノシシの捕獲地点が、経口ワクチン散布地点から、概ね2km(※)の範囲内であること</p> <p>② 経口ワクチン散布地点と山塊等につながっているなど、経口ワクチン散布地点が当該野生イノシシの行動圏の範囲内であると見なすことができること。</p> <p>※イノシシ母系集団の生息圏・移動距離を踏まえた距離</p> <p>(5) 農作物への被害等の懸念から有害鳥獣の捕獲を停止することが困難</p>

新旧対照表（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針）

改正後	改正前
<p>(5) (略) (削る。)</p> <p><u>(7)~(10)</u> (略)</p>	<p>な場合において、経口ワクチン散布開始1日目から19日目までの19日間に捕獲された野生イノシシについては、(4)の考え方にに基づき対応する。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 経口ワクチンの効果の分析・評価のためのサーベイランス捕獲目標頭数は、100 km²当たり月5頭以上とする。</u></p> <p><u>(8)~(11)</u> (略)</p>